

## 総合教育会議について

### 1 趣 旨

知事は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を所管し、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。

平成26年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、知事と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地方公共団体に総合教育会議を設置することとされた。

### 2 協議事項

知事と教育委員会が教育行政に関し協議・調整する場として総合教育会議を設置し、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## 沖縄県総合教育会議運営要綱

(平成27年 8 月 4 日 沖縄県総合教育会議決定)

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、沖縄県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

**第 2 条** 知事は、会議を招集するときは、会議を開催する日の 7 日前までに、会議の日時、場所並びに協議及び調整する事項を教育委員会に通知するものとする。ただし、知事が緊急に会議を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、沖縄県総務部総務私学課のホームページに掲載して公表するものとする。

(議長)

**第 3 条** 知事は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の非公開)

**第 4 条** 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により会議を公開しないこととしたときは、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(会議の傍聴)

**第 5 条** 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(議事録の作成及び公表)

**第 6 条** 知事は、会議の終了後、遅滞なく、次の掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議及び調整に係る事項並びに出席者の発言要旨
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(庶務)

**第 7 条** 会議の庶務は、総務部総務私学課において処理する。

(補則)

**第 8 条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 8 月 4 日から施行する。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第1条の4** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。